

— 公共ます新設等工事の手続きについて —

◇公共ますを『新設または移設』する場合

1. 必要書類を提出し下水道課の事前確認を受ける

位置図、公図の写し、全部事項証明書の写し、事前確認申請書を下水道課へ提出し、確認を受けてください。回答までに2日間程度要します（なお、公共下水道区域外の場合、事前に協議が必要です）。
また、公共ます及び取付管の新設により、下水道事業受益者負担金・分担金が賦課される場合があります。

2. 公共ます及び取付管新設等申請書を提出し許可を受け施工

申請は下記表の提出書類を必要部数、必ず着工の国道30日前、市道・県道・法定外20日前、その他10日前までに給排水サービス課へ提出してください。工事は許可確認後、必要な手続きを行い、管理者から求められた条件を守り、安全に十分配慮し施工してください。施工日が確定したら、速やかに連絡してください（遅くても前日まで）。

申請時の提出書類	サイズ	道路種別ごとの部数				備考
		市道	国道県道	私道	法定外	
公共ます及び取付管新設等申請書	A 4	1部	1部	1部	1部	様式第17号
位置図	A 4	2部	4部	2部	2部	施工箇所が中央になるよう調整すること
計画平面図	A 4	1部	3部	1部	1部	ますの位置を特定できるような寸法を記入（上流人孔からの距離等）
取付管布設断面図	A 4	1部	3部	1部	1部	公共柵タイプ1、タイプ2の様式あり
アスファルト舗装復旧断面図	A 4	1部	3部	1部	1部	市道、県道の様式あり
道路占用申請図面	-	1部	3部	-	1部	給水、ガス工事等、同時工事で行うものも図面に記載すること
計画工事工程表	-	-	3部	-	-	様式あり
工事現場の保安施設図	A 4	1部	3部	1部	1部	
地下埋設物に対する協議応諾書	A 4	1部	1部	1部	1部	様式あり（電話線・電力線・ガス管等）
着工前写真	A 4	1部	3部	1部	1部	県道は3方向からの写真を付ける 本管を黒線、取付管を赤線で表示
全部事項証明書及び公図 ※2	-	-	-	1部	-	私道の所有者に関するもの。写し可。
法定外公共物同意書及び公図	-	-	-	-	1部	同意書は様式あり（公図は写し可）
承諾書（用水・私道・農道等） ※1	-	各1部	各1部	各1部	各1部	様式あり

（上記以外にも別途道路管理者等から求められたものは提出が必要です）

※1 用水・農道の管理者、私道所有者が存在する場合には、提出が必要です。

※2 全部事項証明書は、「私道の所有者」が明らかにされたものであり、「公共ます」設置場所のものではありません。

3. 工事完了後、竣工時の提出書類を提出

工事完了後は竣工図と仮舗装までの工事写真を、本復旧が終わったら本復旧工事写真を、下記表の必要部数をすみやかに提出してください。

	竣工時の提出書類	サイズ	道路種別ごとの部数				備考
			市道	国道県道	私道	法定外	
仮復旧	竣工図（位置図、平面図）	A 4	各1部	1部	各1部	各1部	ますの位置を特定できるように寸法を記入（上流人孔からの距離等）
	仮復旧までの工事写真（チェックリストを添付）	A 4 縦	1部	2部	1部	1部	施工内容を明確にした写真を撮る。 施工箇所の着工前・施工中・完成の写真を印刷する。
	道路管理者から求められた書類	-	-	2部	-	-	2部ずつ提出。 ・出来形測定表 ・下・上層路盤密度試験結果及び写真 ・路盤材料試験結果報告
本復旧	本復旧工事写真（チェックリストを添付）	A 4 縦	1部	2部	1部	1部	施工内容を明確にした写真を撮る。 施工箇所の着工前・施工中・完成の写真を印刷する。
	道路管理者から求められた書類	-	-	2部	-	-	2部ずつ提出。 ・出来形測定表 ・アスファルト品質管理報告書 ・アスファルト配合設計書

（上記以外にも別途道路管理者等から求められたものについて、提出が必要になる場合があります。）